

暴風警報による臨時休館の取扱い

三重県北部又は中部区域のいずれかの市町※1に、特別警報※2、暴風警報、暴風雪警報、伊勢湾に大津波警報、津波警報のいずれかが発令されたとき、附属図書館では以下のように開館または臨時休館します。
ただし、警報の解除により開館することになっていても被害状況等により開館できないこともあります。

平日			
時間帯	午前中(8:45-13:00)の扱い	午後(13:00-17:00)の扱い	延長開館 (授業期間中の17:00以降)の扱い
開館中に警報が発令されたとき (ただし、警報が解除された場合は以下による)	発令確認時点で臨時休館とする		
発令中の警報が6:00までに解除されないとき、または 6:00以降開館時刻までに新たに警報が発令されたとき	臨時休館	臨時休館 (10:00までに解除された場合、 午後開館)	臨時休館 (13:00までに解除された場合、 17:00以降開館)

休日(土、日、祝祭日)

時間帯	開館時間前半 (9:00-14:00)の扱い	開館時間後半 (14:00-18:30)の扱い
開館中に警報が発令されたとき (ただし、警報が解除された場合は以下による)	発令確認時点で臨時休館とする	
発令中の警報が6:00までに解除されないとき、または 6:00以降開館時刻までに新たに警報が発令されたとき	臨時休館	臨時休館 (11:00までに解除された場合、 後半は開館)

※1 「いずれかの市町」とは下記に示す市町
三重県北部区域：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山氏、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町
三重県中部区域：津市、松阪市、多気町、明和町

※2 特別警報とは下記に示すもの
大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪の各特別警報